


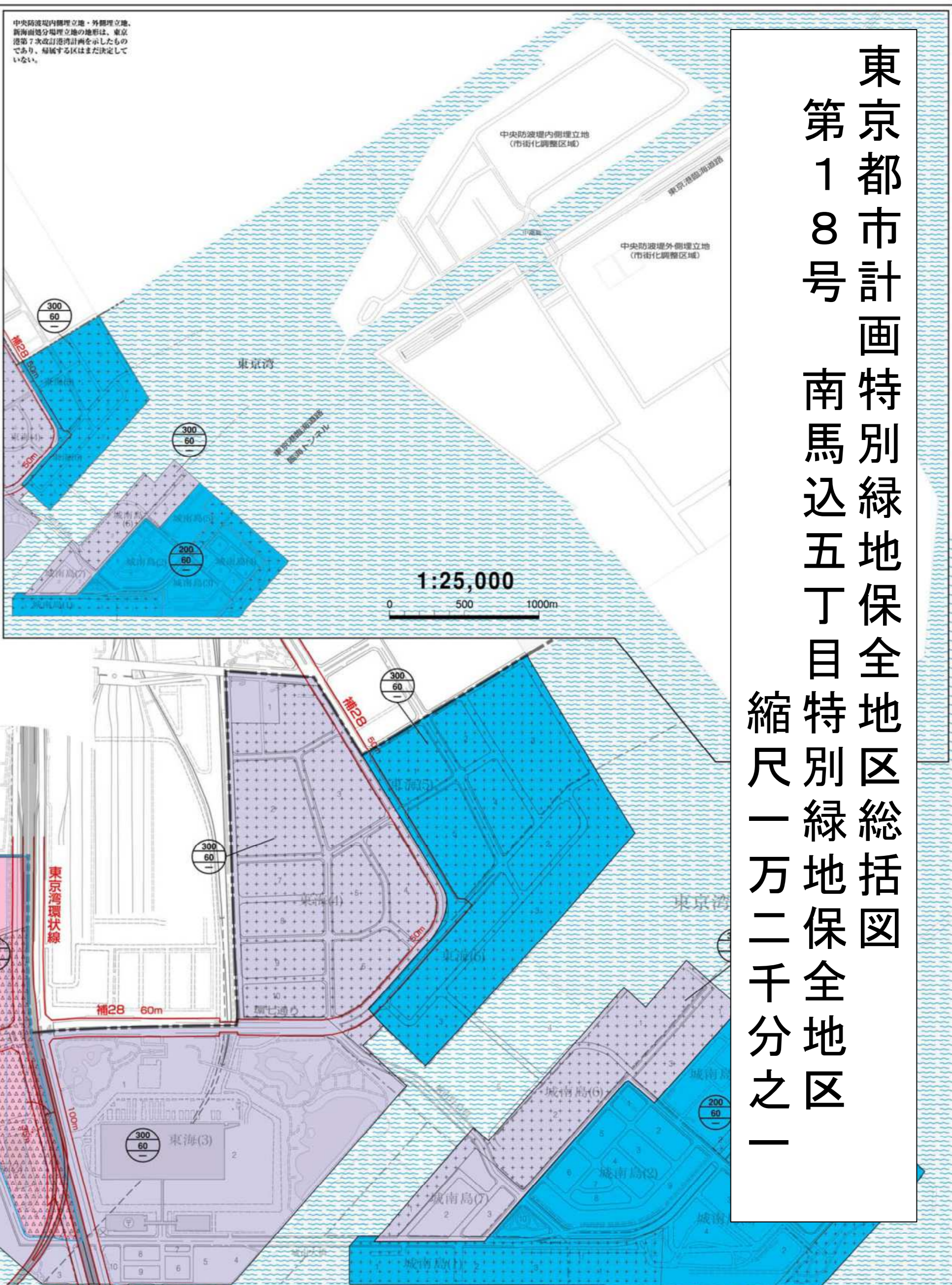
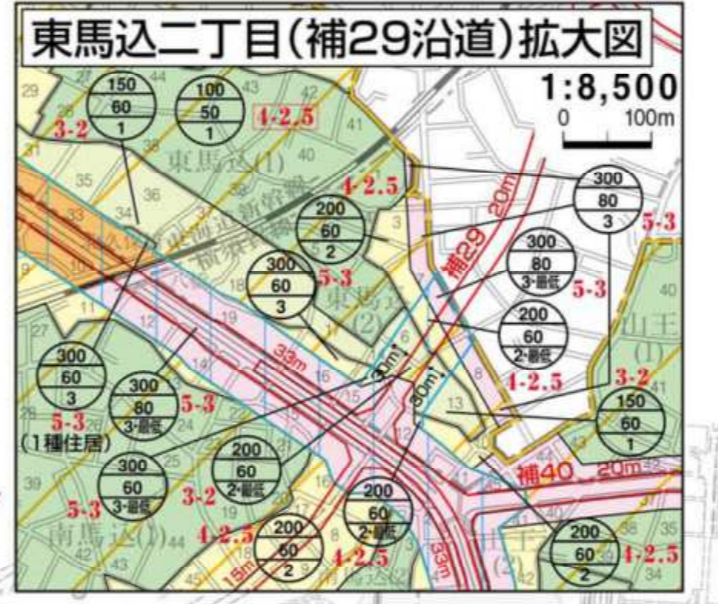
# 大田区地域地区図

平成31年3月作成



市街化区域・市街化調整区域、用途地域、特別工業地区、文教地区、特別業務地区、高度地区、防火地域、準防火地域、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区、流通業務地区、生産緑地地区、特別緑地保全地区、高度利用地区

- 昭和48年11月20日  
昭和58年4月10日  
平成元年10月11日  
平成8年5月31日  
平成16年6月24日施行
- 昭和48年11月20日  
昭和58年4月10日  
平成元年10月11日  
平成8年5月31日  
平成16年6月24日施行
- 平成17年3月1日一部変更  
平成17年6月15日一部変更  
平成17年7月19日一部変更  
平成17年12月2日一部変更  
平成20年3月7日一部変更  
平成21年4月30日一部変更  
平成23年7月11日一部変更  
平成23年7月12日一部変更  
平成26年6月30日施行  
平成30年3月9日一部変更  
平成31年3月6日一部変更
- 新市街化(新法)に基づく用途地域の当初指定  
第1種用途地域等(住居)の指定  
第2種用途地域等(住居)の指定  
第3種用途地域等(住居)の指定
- ①東京大田山崎周辺を都市計画事業の進捗に伴い整備を促す用途地域の調整を促した。  
②大田区南馬込1号沿道の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。  
③東三丁目の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。  
④東馬込二丁目(補29沿道)の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。
- ①東馬込二丁目(補29沿道)の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。  
②大田区南馬込1号沿道の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。  
③東三丁目(補29沿道)の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。  
④東馬込二丁目(補29沿道)の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。
- ①東馬込二丁目(補29沿道)の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。  
②大田区南馬込1号沿道の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。  
③東三丁目(補29沿道)の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。  
④東馬込二丁目(補29沿道)の一部を都市計画事業の進捗に伴い沿道の整備を促す用途地域の調整を促した。



東京都市計画特別緑地保全地区総括図  
第18号南馬込五丁目特別緑地保全地区  
縮尺一万分二千分之一

第18号南馬込五丁目特別緑地保全地区

**凡例**

用途地域		第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
容積率・高さ		容積率(%) 200
		建ぺい率(%) 60
		高度地区
		第1種高度地区
		第2種高度地区
防火関係		防火地域
		準防火地域
		新たな防火規制区域
特別用途		特別業務地区
		臨港地区
		東京臨港地区
		大田ふるさと沿道特別緑地保全地区
		南馬込二丁目特別緑地保全地区
		流通業務地区
		南部流通業務地区
高度利用		生産緑地地区
		高度利用地区
		市街化調整区域
		東京都市計画道路

**日影規制時間**

		(第1種・第2種低層住居専用地域内)は測定面の高さ1.5m、
		他は4.0m



- 注1 本図に示す地域地区等の境界は、その縮尺を示すものです。  
詳細については、東京都都市計画課又は大田区まちづくり推進部都市計画課に備え置く指定図を参照願います。  
東京都都市計画道路は正確を期し、縮尺について参考図案として下さい。詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。  
注2 地域地区の指定が階梯式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路)がある場合は計画道路の境界から20mです。  
注3 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの制限は、10mです。